

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| 事故種類 | 乗揚 |
| 発生日時 | 平成28年9月29日 23時45分ごろ |
| 発生場所 | 山口県徳山下松港第1区 徳山下松港地ノ筏灯台から真方位266°60m付近 (概位 北緯34°02.9′ 東経131°47.0′) |
| 事故の概要 | 貨物船第二十八松島丸は、南進中、浅所に乗り揚げた。 |
| 事故調査の経過 | 平成28年11月29日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 貨物船 第二十八松島丸、455トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 133026、有限会社石丸海運 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、四級（航海） |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 船首部船底に凹損を伴う擦過傷 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期 |
| 事故の経過 | 本船は、揚げ荷役を終えて徳山下松港外に錨泊する予定で、徳山下松港第1区を南進していた。 船長は、左舷船首方に入航船を認め、入航船との距離をとろうと思って右舵を取った後、右舷方に見て通過する予定であった徳山下松港地ノ筏灯台を見失ったことに気付いたものの、同じ針路で航行を続けていたところ、船体が急に停止し、本船が浅所に乗り揚げたことを知った。 船長は、徳山下松港に入港した経験が少なかった。 |
| 分析 | 本船は、徳山下松港第1区を南進中、船長が、右舷方に見て通過する予定であった地ノ筏灯台を見失った際、船位の確認を行わずに航行を続けたことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、夜間、船長が、右舷方に見て通過する予定であった地ノ筏灯台を見失った際、船位の確認を行わずに航行を続けたため、本船が浅所に乗り揚げたものと考えられる。 |
| 参考 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 目標を見失った際は、一旦停止するなどして船位を確認すること。 |